令和7年度広島県高校生等奨学給付金(前倒し給付申請)手続の流れ

4月

I 申請書類を進学先の高等学校等へ提出

- ・ 広島県教育委員会ホームページで申請書様式をダウンロード・印刷する。
- 別紙「記入例」を参考に必要事項を記入。
- ・ 別紙「必要書類一覧」を確認し、必要書類を揃える。
- ・ 申請者が用意した角型2号封筒に、申請書及び必要書類を封入する。
- ・ 生徒の進学先の高等学校等へ提出する。

提出期限:令和7年4月11日(金)学校必着

※通常給付申請の詳細は、7月頃にお知らせする予定です。

2 前倒し部分の審査 3か月分

6月 以降

7月

3 前倒し給付に係る認定結果通知 3か月分

- 認 定 ⇒ 支給額及び支給予定日が記載された支給決定通知書

不認定 ⇒ 不支給決定通知書

※課税台帳が変わる7月の通常申請時に申請することができます。

9か月分

4 前倒し以外の部分に係る継続審査

- ・ 継続審査は、原則、新たに申請書を提出していただく必要はありません。
- ・ ただし、次の方は、申請書以外の追加書類(最新版)の提出が必要です。 ※提出について、当課から別途、案内します。

【追加書類(最新版)の提出が必要な方】

区分	提出していただく必要書類
Ⅲ生活保護受給世帯	7月 日時点で生活保護(生業扶助)を
	受給していることの証明書
②住民税非課税世帯	生徒が <u>国立高等学校等・県外の公立高等学校等</u> に在籍の方 保護者等全員の課税証明書(令和7年度)

- ※ (重要)前倒し給付申請を行った後、7月1日までに申請書に記入した保護者等 又は扶養親族に変更が生じた場合や、新たに生活保護(生業扶助(高等学校等就学費)) の受給を開始又は停止した場合は、7月1日までに次の連絡先へ連絡してください。
- ※ 連絡がなかった場合、後日支給決定が取り消され、支給済みの給付金を返還して いただく必要があります。

IO月 以降

5 継続審査に係る認定結果通知 9 か月分

- ・ 「認 定 ⇒ 支給額及び支給予定日が記載された支給決定通知書
 - · 不認定 ⇒ 不支給決定通知書
- ・ 前倒し部分が認定でも、継続審査の結果、前倒し以外の部分が不認定となる場合があります。

※ 書類審査の状況等により、実際の時期は変動します。

【連絡先】

きょういくし えんすい しんか しゅうがくしえんかかり

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 就学支援係

電話:082-222-3015

受付時間:午前9時から午後5時(土日・祝日を除く)